

徳川将軍家元服儀礼と「権門」

吉田, 昌彦

九州大学大学院比較社会文化学府日本社会文化専攻日本社会構造講座

<https://doi.org/10.15017/21860>

出版情報 : 比較社会文化. 18, pp.71-80, 2012-03-20. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

論文

徳川将軍家元服儀礼と「権門」

The Growing up Etiquette of Tokugawa Shogun's Family and the Royal Prerogative

2011年11月30日受付, 2012年1月17日受理

吉田昌彦
Masahiko YOSHIDA

キーワード: 元服儀礼, 「王権」, 「権門」, 官位叙任

一、はじめに

幕藩制国家における王権をどのように理解するかは、以前より議論されてきたが、なお、決着がついていない問題である。現在、同王権に関する学説は、① 将軍が王であるとする立場(朝尾直弘氏、山本博文氏、曾根原理氏、大桑齊氏)、② 徳川と天皇との複合王権とする立場(宮地正人氏、深谷克己氏、山本博文氏、堀新氏)、③ 将軍と天皇とが両者とも王であるとする立場(黒田日出男氏、吉田孝氏、)の三つの立場に大別されている。^①

①の将軍が王であるとする説は、封建国家である幕藩制国家において全国的支配を行い統一的な土地所有編成権を掌握している主体を「封建王」として位置づけており一定の合理性を有しているが、その王自体が、天皇より将軍宣下を受けているという事実を合理的に説明するのは困難である。

②の複合王権とする説は、天皇を王権のなかに取り込み権力と権威との住み分けの観点から説明しており、①に関して指摘した困難を解決するのに有効なものとも考えられる。が、将軍宣下により正当性を与えられている天皇に対し「法度」による支配を公儀権力者が行っているという上下関係の転倒など、十分に説明できない問題自体は解決されないまま残されている。

③の将軍と天皇とが両者とも王であるとする立場は、単一の王権システム内での地位の逆転など①と②の学説に見られる問題を解消できるとも考えられるが、藤田覚氏も「二人の国王(二つの王権)の関係、国家的な統合について具体的に論じなければ、統一した近世日本国の不存在につながる可能性があるのではないか」^②と指摘するように「将軍を王とする王権システム」と「天皇を王とする王権システム」が如何なる相互関係を保ちながら幕藩制国家という一つの国家を形成していたかを如何に説明するかという基本問題が存在している。

筆者は、藤田氏の指摘前、何故に幕末政治において天皇が政治的上昇を遂げたか、という問題を解明するために幕藩制国家の王権システムを分析したことがある。^③ その結果、最強最大の個別領主が公儀権力を「家職」化し天皇をも含む全封建領主や人民を支配するという「軍事力を根幹とする統治システム」と、天皇権威を基本とし天皇により一定の官職に任じられることなどを通じて「公儀」たる個別領主の全国支配を正当化する「『王霸論』的秩序に即した統治システム」という二つのシステムが併存していることを指摘し、その公儀の軍事的・政治的強大性の変化にもとづく相互関係の変移により確立期における天皇の地位の低下と幕末における天皇の上昇が生じたことを論じたことがある。因みに、前者の「軍事力を根幹とする統治システム」は、戦国時代以来の封建領主階級による公儀形成の運動の結果でありその頂点が公儀権力者であるのに対し、後者の「『王霸論』的秩序に即した統治システム」は、古代王権の遺制であり中世権門体制の流れを引くものでその頂点が天皇であることは論を俟たない。

また、「軍事力を根幹とする統治システム」の頂点たる公儀権力者は封建の主従関係にもとづく支配のほかに公家・寺社・士庶民に対し公儀としての公的支配を行っている。これに対し、「『王霸論』的秩序に即した統治システム」の頂点たる天皇は朝臣や寺社に対して律令制に淵源を發する君臣関係や宗教権的支配を行うほか士庶民や国土を「王民」「王土」とする君主性を「内包」している。

このように、二つの統治システムを設定し両者の相互関係の変移により幕藩制国家の王権の在り方を説明しようとする立場は、「軍事力を根幹とする統治システム」の頂点(公儀権力者)を統一的な封建的土地所有編成権者=「封建王」、「『王霸論』的秩序に即した統治システム」の頂点(天皇)を「古代律令王権に淵源を發し中世権門体制の流れを引いた王」とそれぞれ定義することにより将

軍と天皇とが両者とも王であるとする④の立場に属しているものと考えられる。

しかし、注意しなければならないのは二人の王が存在しているといっても、その王が権力や権威を完全に具備している王ではなく不完全性を有している「王」であった点である。このことは、二つの統治システムの概念設定をした際に、そのそれぞれのトップを王と呼ばずに頂点と表現した理由である。

また、これら二人の「王」が、その統治システムにおいて他の「王」を排除して独自のシステムを形成し、二つの王権として相対して並び立つという関係ではなかった点も留意すべきであろう。すなわち、公儀権力者を頂点（「王」＝「封建王」）とする統治システムにおいては公儀権力者によって天皇は土地を給付され法度の統制下に置かれた存在であるのに対し、逆に、天皇を頂点（「王」＝「古代律令王権に淵源を發し中世権門体制の流れを引いた王」）とする統治システムにおいては公儀権力者は「朝臣」として大臣や大納言などの太政官、征夷大將軍や右近衛大將などの武官の官職、三位以上の位階を天皇から任叙される存在であったのである。そして、この後者の統治システムにおいて「王」たる天皇が統治せずその臣下である公儀権力者が「天下の実権」を掌握行使している実態を正当化する枠組みとしてこれら官位叙任は、天皇による公儀権力者への行政権・軍事指揮権の授権という象徴的意味を有していたのであり、かかる枠組みをふまえて、近世の儒者が言及している儒教の「王霸論」における王・霸者・諸侯概念を援用して、天皇を『王』とし公儀権力者を「霸者」とし大名を「諸侯」とする「王霸論」的秩序観や、それに類似する論理が当時存在したとしたのである。

上述したように近世国家における天皇と公儀権力者とは、権力・権威分野において上下関係を逆転させているという複雑な様相を呈しているものと思われるが、公儀権力者をも含む個別領主＝実力集団間の軍事的・政治的力関係の変動により、二つの統治システムが王権システムとしてどちらがより大きな比重を持つかが決定されるものと考えられる。すなわち、確立期において聚楽第行幸において豊臣政権が国絵図を天皇のもとに提出したものの^④元和堰武後は朝廷が政治的逼塞状態に陥る一方、幕末においては幕府の威権が低下するなか「大政委任」の確認を何度も天皇に求めなければならなかったのである。

また、近世国家の王権システムのもとにあっては大名は、封建王たる公儀権力者に対しては封建家臣（外様大名については関ヶ原の戦い後、徳川権力との間で個々に封建的主従関係を結ぶまでは公家のように公儀として

の、あるいは豊臣権力の執政もしくは代行者として徳川権力の支配を受けていたかもしれないが）、古代律令王権の流れを引く天皇に対しては朝臣というように二人の「王」の存在に由来する両義性を有しているが、襲封・官位叙任・献上・御目見得・参内の有無など二人の「王」に対する大名の在り方は、統一された単一の国家システムとして規定されていたのである。そして、この国家システムの具体的内容は、確立期、大名が直接参内することが許されていたのが禁止され、幕末に至って上洛・参内が義務化するなど、軍事的・政治的力関係の変動にもとづき二つの統治システムが王権システムとしてどちらが、より大きな比重を持つかによって変化していつているのである。

ただ、この考えを導き出した検討が、確立期や幕末期の政治状況の鳥瞰的分析や將軍宣下儀礼、さらには政治イデオロギーの解析などを通じてたものであったため、より精緻なたちで分析・実証していく必要との課題を残す結果となった。このため、近世国家の法体系について具体的に再検討を行うこと、特に二つの王権にかかわる統治システムが最も交錯していそうな分野（宗教分野）に的を当てて検討することとし本能寺や西本願寺の史料分析により次のような知見を得ている。^⑤

- ① 幕藩制国家のもとでもこれらの寺や宗派は独自の法体系「寺法」を持ち、自己の支配下の僧俗を律していたこと。
- ② 中世における制度法の一形態ともいべき有職故実（官位叙任規定等）に見られるように権門体制的枠組み（中世法）が、幕藩制下の「寺法」に継承され、近世寺院統制システムである本末制度における教団の支配維持のためのイデオロギー装置や身分制度に転化していること。
- ③ 「寺法」は「藩法」に対して原理的に対立しており、中世に淵源する権門体制的の法体系と近世的な領主法の対立関係が見出されること。
- ④ 幕藩制国家が、公儀権力による統一的封建的土地所有編成を本質とする近世的封建国家を主にしながらも、上部構造に限っていうと、中世の権門体制的部分＝国家統合機能も残存していた「複合国家」ともいべきもので、二つの「王権」に象徴される相矛盾する国家原理を、権力と権威という相異なる領域に基本的に限定することにより、国家としての整合性を確保していたこと。

これらの知見は、西本願寺教団や本能寺など限られた範囲での検討に得られたもので近世国家における法体系として一般的な事象であるかについては実証しきれないものと考えられるものの、小論では、権門体制的枠

組みが天皇と将軍の間でどのように機能していたかを、寛保元年の将軍家の慶事の分析を通して検討していくこととしたい。

その際、「権門」という言葉を用いるが、天皇による身分序列(官位制)のもと、国家権能を分有している有力な公家・武家・寺社を指しており、上部構造においては中世以来の流れを濃厚に引いているものの、太閤検地など封建王たる公儀権力者によって経済的基礎を奪われて最終的に消滅した中世の権門とは類型が異なっていること、また、それら「権門」によって編成されている国家システムのことを「権門体制」と呼ぶことを付記したい。

二、「公方様御転任 大納言様兼任」の儀礼

寛保元年、将軍徳川吉宗の右大臣昇進、将軍世嗣大納言徳川家重の右大将兼任、家重長子徳川竹千代(家治)の元服、大納言叙任が行われた。

この叙任に際して、次のような儀礼を江戸城中で執り行っている。

その詳細を内閣文庫所蔵『寛保転元録』にもとづいて見ていく。

同書は、8巻より成り、その内容は次のとおりである。

- 一巻 勅使以下参向 年頭御祝儀之次第
- 二巻 公方様御転任 大納言様兼任 右御規式之次第
- 三巻 竹千代様御元服 御官位御規式之次第
- 四巻 竹千代様御元服 御祝之次第
- 五巻 御祝儀之品 御饗応御能之次第
- 六巻 御饗応御能之次第
- 七巻 伊井(井伊-引用者、以下同)掃部頭献上物品
- 八巻 冷泉大納言殿 御旅行之詠歌

以上の巻構成は、将軍に対し天皇より派せられた年賀の答礼使が叙任の勅使を兼ねていたために年賀の答礼儀礼と叙任儀礼が「一体」のものとしてこの記録では扱われているものの、この将軍家三代に対する叙任儀礼は、吉宗・家重に対する叙任儀礼、家治(竹千代)に対する元服・叙任儀礼、将軍家三代の叙任に対する祝賀及び勅使・准后使などへの饗応に区分されることが分かる。

確認すべきは、これらの儀礼において天皇と将軍との間の関係がいかなるものであったか、という点である。

以前、筆者は、将軍宣下儀礼において天皇と将軍との間に君臣儀礼が看取されることを指摘したが、かかる将軍宣下儀礼以外の将軍家の官位叙任儀礼でも同様であったのであろうか。

そして、さらに注意すべきは、吉宗・家重に対する叙

任儀礼と家治に対する元服・叙任儀礼が一段であるのに比し、家治(竹千代)に対する元服・叙任儀礼が「竹千代様御元服 御官位御規式之次第」「竹千代様御元服 御祝之次第」の二段に分かれている点である。

この差異は、前者が天皇により官位叙任のみに止まっているのに対し、後者が「元服」という成人儀礼を含んでいる点に由来しているものと考えられるが、それが、国家システムのなかでどのように定置されるのかを検討することとする。

まず、寛保元年八月七日の吉宗・家重に対する叙任儀礼が如何なるものであったかを見ていこう。

同日、「殿中五位位上」の者は束帯を着すことを令せられており、官位に応じた服制のもとで儀礼が行われたことが知られる。

儀礼は次のように分かれている。

- ① 「御装束御衣改之規式」
- ② 「御見直之規式」
- ③ 御三家・溜之間詰大名お目見え
- ④ 大広間への渡御
- ⑤ 転任の宣旨の伝達
- ⑥ 兼任の宣旨の伝達
- ⑦ 転任につき天皇よりの祝儀として太刀目録の進達
- ⑧ 転任につき准后よりの祝儀として太刀目録の進達
- ⑨ 兼任につき天皇よりの祝儀として太刀目録の進達
- ⑩ 兼任につき天皇よりの祝儀として太刀目録の進達
- ⑪ 表向四品以上の大名による祝儀言上
- ⑫ 家門・譜代大名による祝儀言上
- ⑬ 御三家、溜之間詰め大名による祝儀言上
- ⑭ 御三卿による祝儀言上
- ⑮ 公家退出

①の御装束直しは、吉宗、家重が白書院上段に束帯で着座したところで、装束を家職する高倉中納言が同書院下段に着座、高家が披露した後に中納言が上段に進み吉宗、家重に対して「御装束御衣改之規式勤之」めている。その後、松平左近将監の「取合申上之上言之有而退座」している。

続いて、土御門三位による吉宗・家重への「御見直之規式」が高倉中納言による「御装束御衣改之規式」(②)と同じ手順で行われている。

以上の吉宗・家重に対する、装束を家職とする公家による「身固め」が終了した後に、白書院で御三家、次いで溜之間詰大名という徳川将軍家中枢(親族および家臣団のトップ)が吉宗・家重に御目見えをして退去するという儀礼が行われている(③)。

この後、吉宗・家重父子は、大広間に移り上段に着座し宣旨を受けている。

⑤の転任の宣旨の伝達、⑥の兼任の宣旨の伝達における儀礼は次のとおりである。

勅使冷泉前大納言、葉室前大納言、五辻宮内卿が大広間中段左之方に着座した後に吉使真継若狭守が「御前」に向かい「御昇進と二声呼」び退いた後に副使の青木玄蕃少允が宣旨両通を覽箱に入れ車寄せ御縁頬まで持参、押小路大外記に渡し、押小路が「御縁返り持出」した時に高家長沢壺岐守が「御縁江出向請取之備御前」えている。吉宗が「上覧」している間に長沢壺岐守は下段に、押小路大外記は御縁まで退いている。吉宗の宣旨の「上覧相済而其後御納戸構本多伊予守納之」めている。そして、長沢壺岐守は「出座」して覽箱を取って「西之御縁」に持ち出し奏者番牧野越中守に渡し、牧野は覽箱に砂金(二袋、一〇両づつ)を入れて南之御縁に持ち出してところを押小路大外記が同所に出向き覽箱を受け取っている。

続いて家重の「御兼任」に関する宣旨の伝宣が、上記の吉宗に対する儀礼(副使青木玄蕃少允が宣旨を覽箱に入れる以降)と同様なかたちで行われている。

注意すべきは、このような宣旨の伝達自体に関する儀礼において、將軍家が天皇に対し敬意を払っていないかのような観がある点である。

すなわち、勅使は、上段に座っている將軍家父子に対して下位のもの着座位置である中段に座しているものであり、また、宣旨自体に対しても「上覧」=一覽するだけで宣旨に対する敬意を表する所作は見られない。

しかし、この後における⑦の天皇よりの祝儀として太刀目録の進達、⑧転任につき准后よりの祝儀として太刀目録の進達では様相が変わっている。この進達の儀礼について記した『寛保転元録』二巻の記事は次のとおりである。

一 御転任ニ付

禁裏より被進御太刀目録 御前江冷泉前大納言持出葉室前大納言同列御祝儀被進旨述之且又御兼任之御祝儀をも被進旨述之退去御太刀御頂戴以後高家御床ニ納之

但御兼任ニ付而被進御樽肴者 御前江不出

一 五辻宮内卿 御前江被罷出

准后より御転任之御祝儀をも被進旨述之退去

是者御詞無之

但御樽肴者 御前被不出

破線部にあるように天皇(「禁裡」)よりの祝儀の贈ることを「進める」という対等な者同士の間における贈答関係の丁寧な表現で表記しており、天皇と將軍との間に

おける所謂「御両敬」を示す用語である。他方、天皇よりの「進物」を將軍父子が受け取る所作を直線部にあるように「御頂戴」と記している。「頂戴」とは『日本国語大辞典』によれば「敬意を表してを低くさげること」であり、天皇を上位とし將軍を下位とする天皇・將軍関係を確認できるのである。

また、准后よりの「進物」に対しては、その進物自体(あるいはその目録)を准后使五辻宮内卿は持ち出しておらず口頭での言明のみに略しており、このため、將軍による「御頂戴」の所作もなく、波線部にあるように、本来、あるべき將軍による「御詞」も発せられていない。

しかし、このような波線部の注記があること自体、將軍への祝儀進達の際には將軍が「御頂戴」にともなう「御詞」を発していたことを示しているものといえよう。

管見の限りにおいては、このとき、將軍がいかなる「御詞」を発したかは確認し得ないが、「御頂戴」の所作に示される天皇と將軍との上下関係に沿った「御詞」であったことは間違いのないところであろう。

このような「御頂戴」「御詞」は將軍宣下においても見られるところであるが、天皇が朝臣に対する宣下にとまなう儀礼である以上、これらの所作や「御詞」が、君主たる天皇に対する「朝臣」としての儀礼であることは否定できないところであろう(なお、⑨の兼任につき天皇よりの祝儀として太刀目録の進達、⑩の兼任につき天皇よりの祝儀として太刀目録の進達については、進達される主体が將軍(吉宗)から將軍世嗣(家重)に代わったのみで儀礼の内容はほぼ同様であると考えられるので詳述しない)。

かかる徳川將軍家の宣旨・位記受領の儀礼は、紙数の関係で詳述しないが、將軍宣下儀礼と同様であることは明らかであり、臣下としての「尊大化」を含む関白宣下儀礼など権門の官位叙任儀礼と類似するものであったのである。^⑥

次に諸大名による祝儀言上儀礼について考えていく。

諸大名の祝儀言上の順序は、⑪の表向四品以上の大名による祝儀言上、⑫ 家門・譜代大名による祝儀言上 ⑬ 御三家、溜之間詰め大名による祝儀言上 ⑭「御両卿」(による祝儀言上)という順である。この順序が持つ意味合いを考えると、この順序が徳川宗家固有の身分秩序に即していないことに気づく。

何故ならば、徳川宗家本来の身分秩序に基づけば、御三家、「御両卿」、溜之間詰め大名(家門・譜代大名の最上位グループ)が優先されるべき順位を有しているはずだからである。

この問題を考えていく上で、この儀礼において「殿中五位以上束帯」という服制に関する指令が令されている

ことや、宣旨の伝達が行われた大広間などの着座位置が参考になろう。

まず、服制に関する指令であるが、五位以上が着用を命じられている束帯は、朝廷においては成人男子が着用する最も正式な礼服とされており、この儀礼が、基本的に朝廷の儀礼に則って行われていることを示すものの一つである。つまり、この叙任儀礼においては、天皇を頂点とする原理のもとで大名は束帯を着けたのであり「朝臣」としての性格を帯びていたことも否定できないであろう。

次に着座位置についてであるが、この大広間には「国持大名四品以上」が西面するかたちで「御次東之間御囲之内列居」、「御囲之外」に諸太夫が同じく西面するかたちで「並居」しており、その後座に「布衣之面々」が南面するかたちで「並居」している。

また、四之間には小姓組五十人、書院番五十人が、書院番所では大番百名がそれぞれ素袍をまとめて「列居」している（なお、当番の御書院番は半袴で勤仕している）。そして、大広間西之方板縁には溜之間詰、後座に法印法眼之医師が東面するかたちで列び、同所御豊縁には御三家が、同所張出には若年寄側衆が「伺公」している。さらには「御両卿」の徳川右衛門督、徳川刑部卿は御納戸構より「御規式拝見」している。

この着座位置において、西面しているグループと東面しているグループでは原理が異なっている。西面するグループは、「国持大名四品以上」・「諸大夫」（五位）に分けられており親藩・外様・家門・譜代といった将軍家との血縁関係、主従関係における親疎性ではなく律令官位制度に淵源する官位制を基本とした基準である。また、南面している布衣（六位相当）のグループも同様である。これに対し、東面するグループの官位は雑多であり、徳川宗家との血縁関係や主従関係の濃厚性を原理とした家格や同家に近仕する職掌によって決定されているものと考えられるのであり徳川宗家という「家」への帰属性を基準としたものといえよう。

つまり、天皇による官位叙任という場面においては、西面するグループ・南面するグループは天皇を頂点とする「公」＝「朝臣」としての存在であり東面するグループは徳川宗家という「私」＝「徳川将軍家一族」「幕臣」に傾いた存在であったといえよう。

このため、天皇を頂点とする「公」のなかで得た徳川将軍家の慶事に対して、諸大名が祝儀言上を行う際、「公」的 성격が濃厚な①の表向四品以上の大名に始まり、家門・譜代大名、御三家、溜之間詰め大名を経て「私」そのものの徳川将軍家の部屋住みともいべき④の「御両卿」による祝儀言上で終わるのも当然であったと判断さ

れる。

そして、表向四品以上の大名の存在は、江戸幕府確立期、上洛参内などにおいて見られた権勢家としての徳川将軍家門流に属する「武家之公卿」の系譜を引くものと考えられよう。

この儀礼に垣間見られる大臣などの朝廷の顯職に任じられる家が他の朝臣を編成支配しているという図式は、門流の公家を率い支配している摂関家に見られるところであり、官位など権威の分野においては徳川将軍家も、天皇に対して摂関家と同様の「権門」として立場を維持していたものと考えられるのである。

三、「竹千代様御元服」の儀礼

本節では『寛保転元録』三巻・四巻をもとにして徳川家重（竹千代）の元服儀礼について考えていく。この儀礼が「三巻 竹千代様御元服 御官位御規式之次第」「四巻 竹千代様御元服 御祝之次第」の二段立てであると述べたが、先ず、前段に関して述べよう。

「三巻 竹千代様御元服 御官位御規式之次第」は次のとおりに分かれている。

㊦ 「御元服御官位ニ付御家門方始一万石以上之面々諸番頭諸物頭諸役人寄合并御法印法眼之医師登城」、その際の服制は「直垂狩衣大紋布衣素袍」をそれぞれ着すことを命じられているが、「宣旨 御位記請取候高家者単衣冠着用」が指示されている。

- ① 公家衆、伝奏屋敷より登城
- ㊧ 「出御以前大広間 宣旨 御位記請取」、宣旨・位記の保管
- ㊨ 竹千代の理髪、加冠
- ㊩ 「御装束」「御身固」
- ㊪ 竹千代、長袴から直垂への召し替え
- ㊫ 宣旨・位記の保管の取り出し
- ㊬ 吉宗・家重・家治の黒書院への出御、宣旨・位記の頂戴
- ㊭ 熨斗鮑の儀
- ㊮ 「御両卿」の祝儀言上
- ㊯ 吉宗・家重・家治の白書院への出御
- ㊰ 勅使・准后使出座、将軍による謝辞
- ㊱ 御三家による祝儀言上、溜之間詰大名による祝儀言上
- ㊲ 吉宗・家重・家治の大広間へ出御、その途次、帝鑑之間で譜代大名御目見得
- ㊳ 「表向侍従以上之面々」、「四品之面々」、「外様万石以上并御次伺公之面々」の順で御目見得、祝儀言上
- ㊴ 吉宗・家重・家治の白書院へ出御、天皇よりの祝儀

として太刀目録の進達

- ㊦ 准后よりの祝儀として太刀目録の進達
- ㊧ 撰家、宮家、門蹟などよりの祝儀の太刀目録披露、参向の勅使など公家の祝儀披露・退出。
- ㊨ 撰家・宮家・門蹟の使者、参向の地下御目見得、譜代大名そのほか御目見得・祝儀言上。
- ㊩ 撰家、宮家、門蹟などより祝儀が贈られたことを柳之間で触れ出し

まず、㊦の「出御以前大広間 宣旨 御位記請取」、宣旨・位記の保管についてであるが、この部分の儀礼は吉宗・家重・家治の「出御以前」(「不在」)のなかで行われたものである。その具体的内容は次のとおりである。

勅使冷泉前大納言、葉室前大納言、准后使五辻宮内卿が大広間下段東之方に、平松少納言は同段西之方末席にそれぞれ着座したところに、竹千代を従二位大納言に叙する旨の宣旨を覧箱に入れ副使青木玄蕃少允が車寄御縁まで持参し覧箱の蓋に宣旨を載せて押小路大外記に渡している。受け取った押小路大外記は、御縁を通り上段前板縁中程まで持ち出し時に高家織田淡路守が出向き宣旨を受け取っている。

また、位記は、山口少内記が覧箱の蓋に載せ落ち縁を通り上段前まで持ち来たり副使青木左兵衛少尉が「相添」って平松少納言が出向いて受け取り下段まで持ち出したところを高家堀川民部大輔が出向いて受け取っている。平松が元の席に着座したところで西之御縁を通して老中らが出席(東面)している。なお、南の板縁には詰衆、物頭らが列居している。また、このとき、徳川家が受領した宣旨・位記は直ちに御黒書院に移され「溜之間御床置之」かかれている。

この儀礼の在り方は、宣旨の対象が成人に達しておらず儀礼の主体を欠いていたためと考えられるが、このように竹千代の叙任に関する宣旨を受領したことを受けて、㊦の竹千代の理髪、加冠が黒書院上段で直ちに執り行われている。このとき、加冠を担当したのは譜代筆頭の井伊掃部頭、理髪を担当したのは二代將軍徳川秀忠の血を引く家門大名の「筆頭」ともいべき松平肥後守で両者とも溜之間詰大名の中心メンバーであり、竹千代の元服儀礼の民俗学的中核部分を徳川宗家家臣団筆頭の手で終えたのである。

そして、引き続き、㊦の竹千代、「御装束」を長袴から直垂への召し替えは高倉中納言によって行われ、㊦の「御身固」は土御門三位がしている。このようにして徳川竹千代は、元服を終えた成人男子としての体裁を整えたのであり、換言すれば、宣旨・位記の伝達儀礼は、この時点において初めて儀礼の当事者を得たのであると考

えられる。㊦以降、吉宗・家重・家治という主体が参加した儀礼が行われた理由はここにあったものと判断されよう。

では、㊦以降の儀礼に関して見ていこう。

まず、吉宗・家重・家治を主体とする儀礼その準備として、㊦の宣旨・位記の保管の取り出しが行われ、宣旨と位記とは黒書院御床に置かれている。この後、㊦の吉宗・家重・家治の黒書院への出御、宣旨・位記の頂戴の儀礼が行われているが、はじめに「公方様(吉宗)右大将様(家重)御一同御頂戴」して開披し「次竹千代様御頂戴畢而 公方様御上段御着座 右大将様には御左之方 竹千代様には御右之方御着座」している。

この㊦の部分の儀礼で気がつくことは、吉宗ら將軍家三代が、竹千代の叙任に関する宣旨・位記自体に対し厚礼で臨んでいることである。すなわち、前述した㊦の吉宗の転任関わる宣旨の伝達や㊦の家重の兼任の宣旨の伝達においては吉宗や家重は宣旨・位記を「一覽」したのみで天皇と自分たちの身分的上下関係を明示する「御頂戴」という所作はしていなかったのであるが、竹千代の叙任儀礼においてはそれを行っているのである。

㊦における厚礼の理由は、㊦・㊦の白書院における儀礼に見出されるのである。

公方様 右大将様 竹千代様
御一同御白書院 出御 御直垂
御先立 松平左近将監
御上段 御着座
右大将様 竹千代様 二者
御左之方 御着座
冷泉前大納言
葉室前大納言
五辻宮内卿

右一同出席直
御右之方着座 此節冷泉葉室五辻御上段江被為召之
竹千代様此度御元服御官位
被 仰出之忝思召旨
公方様 御諚有之 過而三卿
御退座

このなかで注目されるのは、太線部にあるように將軍家の嫡孫である竹千代の元服を天皇が「仰出」したこと、それにともない天皇が竹千代に官位を与えたことに対し將軍自身が天皇に対し「忝思召」と謝辞を述べている点である。

このことは、天皇が元服を命じる権限を持つ君主であり、將軍家は、かかる権限を持つ天皇の下に置かれた臣

下であるということを経験自身が認識していたことを示している。

そして、天皇によって元服が認められ従二位、大納言という権門の後継者として相応しい公卿の地位を与えられることは、竹千代にとっては天皇と朝臣との間の君臣関係という場において将軍家の「嫡孫」としての地位の正当性を確立するものであったといえよう。

また、このような天皇と将軍家との関係が、天皇と将軍との間には土地の授受はなく、天皇と朝臣という古代律令制に淵源を發した君臣関係であったのであるが、家臣に対し元服を命じる主君という封建的主従関係という当時の一般的在り方と一見、親和的であったことも否定できない。

なぜならば、それは、主君によって元服が認められ「家」内部において嫡子（嫡孫）としての地位が確立するという当時の「家督」継承の一般的在り方と符合しており、天皇は、藩臣における藩主、幕臣における将軍と同じ主君としての立場を徳川宗家に対して有していると理解されるからである。

かかる理由によって、竹千代への宣旨・位記に対する厚礼がもたらされたものと考えられるのである。

このような儀礼の存在は、先述した天皇よりの祝儀として太刀目録の進達に対して吉宗らが行った「御頂戴」「御詞」という儀礼が、天皇に対する朝臣としての臣礼であることを示しているのであり、徳川家重（竹千代）の元服儀礼においても⑦の天皇よりの祝儀として太刀目録の進達でも「御頂戴」「御詞」という天皇に対する朝臣としての臣礼を吉宗と家重とは行っているのである。

ところで、注意すべきは吉宗・家重の転任・兼任に関する儀礼と竹千代の元服儀礼とでは朝廷の儀礼としての要素と徳川宗家の儀礼としての要素との比重が逆転しているものと考えられる点である。

例えば、⑦の服制に関する指令において、「宣旨 御位記請取候高家」のみが公家の装束である「単衣冠着用」を令されているものの、その余の大名・旗本など列席者に対しては武家の礼装である「直垂狩衣大紋布衣素袍」の着用を指示している。

このことは、この元服儀礼が基本的に幕府サイドのものであることを示しているのであり、朝廷の礼装である「束帯」の着用を命じられていた吉宗・家重に対する叙任儀礼が朝臣としての儀礼であると見なされるのと対照をなしている。

また、吉宗・家重の転任・兼任に関する儀礼において諸大名が祝儀言上を行う際、「公」的性格が濃厚な⑪の表向四品以上の大名に始まり、家門・譜代大名、御三家、溜之間詰め大名を経て⑭の徳川将軍家の部屋住み（「私

そのもの）の「御両卿」による祝儀言上で終わっていたことを指摘したが、徳川家重（竹千代）の元服儀礼においては、大名による祝儀言上の順番はほぼ逆転している。

すなわち、徳川将軍家の部屋住みである㊦の「御両卿」の祝儀言上に始まり、㊧の御三家、溜之間詰大名、㊨の大広間へ出御の途次の帝鑑之間における譜代大名（多分に家門譜代大名において溜之間詰大名に次ぐ家格である帝鑑之間詰大名か）、㊩の「表向侍従以上之面々」、「四品之面々」、「外様万石以上并御次伺公之面々」の順で御目見得・祝儀言上（㊪は御目見得のみ）が進み、㊫の撰家・宮家・門蹟の使者、参向の地下の御目見得の後、譜代大名そのほかの幕臣が御目見得・祝儀言上の西を務めている。

さらには、㊬の「御両卿」の祝儀言上の儀礼前には徳川将軍家という「家」内部の民俗儀礼が行われている。それは、㊭の熨斗鮑の儀で、熨斗鮑を祖父（家長）である吉宗と父である家重が銘々、縁起物の熨斗鮑を手にとって竹千代に「進」めている。

以上のことから、竹千代の元服儀礼は、吉宗・家重の転任・兼任に関する儀礼に比し徳川将軍家内部の儀礼であるという色彩が濃厚であるといえよう。

これまでの検討から、「三巻 竹千代様御元服 御官位御規式」が、主君たる天皇による臣下たる徳川将軍家の「嫡孫」の元服許可儀礼であり、吉宗・家重の転任・兼任に関する儀礼に比べて徳川将軍家内部の儀礼であるという比重が大きかったことが明らかになったと考えられる。が、あわせて「宣旨 御位記請取候高家者単衣冠着用」が特別に指示されていることに示されるように「宣旨」「位記」という天皇の権威を直接受領する場においては朝廷の礼式に従わないといけなかったことも忘れてはならないであろう。

次に「四巻 竹千代様御元服 御祝之次第」について触れよう。

この儀礼は、次のとおりである。

- ㊰ 竹千代による吉宗・家重への御礼献上。
- ㊱ 井伊掃部頭・松平肥後守による祝儀献上。
- ㊲ 老中以下へ酒・吸い物下賜。
- ㊳ 竹千代の呼称について触れ出し。
- ㊴ 勅使家司らの献上など。

このなかで㊴は附属的なもので、大きくは㊰から㊳までの四つに分かれているといっているのであるが、重要なのは㊰の竹千代による吉宗・家重への御礼献上である。

この儀礼は、黒書院で吉宗・家重・竹千代をはじめとして伺公の者はいずれも長袴を着しており、㊰㊱㊲の内容から朝廷の儀礼ではなく全く徳川将軍家の儀礼であることが知られる。

- 一 公方様江 竹千代様御礼
- 一 御太刀 長光 代金十五枚
卷物十
白銀三十枚
御馬 鞍置 一疋
二種一荷
右御太刀目録左近将監披露之
竹千代様御礼被遊 畢而 御太刀目録同人引之

この記述から竹千代が元服について徳川將軍家の家長であり公儀権力者の吉宗に対し御礼を行っていたことがわかる。この御礼に続いて竹千代から徳川將軍家の世嗣であり父である家重に対する御礼が行われている。

前段の儀礼において、徳川將軍家の当主である吉宗が嫡孫(竹千代)の「元服御官位」を天皇が「被 仰出」ことに対し「忝思召旨」の御礼言上をしていたことは前述のとおりである。

このため、竹千代の元服に関して命令者が三人存在したことになる。一人は天皇で残りの二人は吉宗と家重であるが、天皇と徳川將軍家という単位で考えた場合、徳川將軍家の二人は一体(一人)と考えてよいであろう。

元服の決定・発令を時間軸で判断した場合、徳川將軍家内部の決定があり、この決定にもとづいて天皇が発令したという流れであると考えられる。かかる元服の決定・発令における二重構造は、一般の藩士の家と藩主との間などにおいてもみられるものと思われるが、留意すべきは、天皇と徳川將軍家との関係が主君による家臣の家の嫡孫の元服承認に止まっていない点である。

すなわち、竹千代の称名を家宣という本名ではなく「大納言様」という官名に変更していることに象徴されるように徳川將軍家内部での決定だけでは竹千代の將軍家の「嗣孫」としての地位が確立せずに天皇の手により元服が命じられ官位を与えられることにより樹立していたのである。

換言するならば、徳川將軍家は、天皇を君主とする「律令官位制」のもとで高位高官に編成されることにより自己の「嗣孫」の正当性を得ていたものといえよう。

このことは、中世の権門体制的システムが近世においても残っているという証左であり、その立場から整理すると次のようになろう。すなわち、「権門」内部(徳川將軍家)で権門の長による元服の決定は、「権門」内部の封建的主従関係の変化(幕臣にとっては嫡孫が成人した存在になったという変化)を規定するだけであるのに対し、天皇によって元服を命じられ官位を付与されることは、撰関家や寺社など諸「権門」との比較において、ひいては日本全体における尊貴性を確保・明示することであっ

たのである。ここにおいて、將軍宣下の際、行政権を象徴する太政官長官(大臣)、外征軍指揮権を象徴する征夷大將軍、天皇親衛軍指揮権を象徴する右近衛大将のほかには源氏長者という権門の長に任じる宣旨が徳川宗家の長に天皇より下される必然性を見出すことができるのである。

四、終わりに

以上、寛保元年の徳川將軍家叙任・元服儀礼に関して検討した。

得られた結果は次のとおりである。

- ① 竹千代の元服「仰出」・官位授与に対する將軍吉宗の御礼言上や天皇よりの祝儀受領における「頂戴」の所作・御礼言上などに見られるように天皇を主君とし將軍を臣下とする君臣関係が存在し將軍自身、そのような認識を有していたこと。
- ② 吉宗・家重の転任・兼任儀礼においては吉宗以下、主要な参列者は朝廷の礼装を着用しており、その式次第と相俟って、この儀礼が基本的に朝廷の「権門」当主に対する儀礼として行われていたことが知られること。
- ③ 竹千代の元服は、君主たる天皇の元服「仰出」と徳川將軍家の「家長」「世嗣」たる吉宗・家重の決定との二段構えで行われており、それに対応して天皇の元服「仰出」に対応する儀礼では徳川將軍家の「家長」たる將軍吉宗が天皇に対する御礼を言上しているのに対し、徳川將軍家の「家長」「世嗣」たる吉宗・家重の決定に対しては竹千代が「家長」で祖父の吉宗、「世嗣」で父の家重に対し御礼を行っていること。
- ④ 竹千代の元服儀礼では、宣旨・位記の受領を担当する高家のみは朝廷の服制に従っている一方、その余の幕府方の人間は武家の服制を用いていること。

徳川將軍家の二つの儀礼において「権門体制」的要素が看取されることは否定できないであろう。そして、天皇を「王」とする、このような儀礼に関し幕府の儒臣林信充は次のような頌を捧げている。

従五位下守る大学頭臣林信充誠敬誠慶頓首頓首再拜謹上
奉賀大君殿下転任右府頌 其辞曰
神祖龍翔誕膺天命、允文允武撥乱反正、
丕業大造奕葉増光、徳布八埏澤被四荒、
諸侯懐服維藩維屏、避夷慕風靡有不庭、
蒼生寧安之穆之親、彝倫攸叙是基是因、
於吾大君明明中興、邁徳垂訓學賢任能、
甘露時降豊年仍臻、舊政不更夙夜惟寅、

上尊天子下撫方夏、景命岡疆祉福純嘏、
今飭嘉獎就転右府。

この頌は『三殿慶会集』(内閣文庫所蔵)に収められているものであるが、同書には、林家をはじめとする儒官の賀文賀詩が複数収められている。この頌が、寛保元年の将軍家三代の儀礼のどの段階で披露されたかについて直接確認できる史料には管見の限りでは接していないが、徳川家斉の太政大臣宣下儀礼を記録した『文政十年相国宣下記』(宮内庁書陵部蔵)には徳川家斉が大広間で諸大名や旗本などの祝儀言上を受けた際に「大学頭銜をはしめ儒員ハなへて賀文賀詩をささげ」とあるため、『三殿慶会集』に収められている文・詩も吉宗ら三代への祝儀言上の際に林信充らによって献じられたものと考えられる。

この頌の大意は、神祖(徳川家康)は天命を受けて文武兼ね備えて「撥乱反正」の功をあげ、その徳沢は四方に及び「諸侯」(大名)を心服させて「藩屏」とし「夷」はその徳を慕い民は幸福になり人倫の基礎を作ったのであるが、今の「大君」も中興の功を遂げて豊作をもたらし上は「天子」(天皇)を尊び下は「方夏」(日本)を撫し善政を施した功を天皇が嘉して右大臣に転任させた、というものである。「天道」思想との「整合」性をとりながらも、そこには明らかに「王覇論」的秩序における儒教的徳治観・「将軍責務論」が看取され、また、それは、叙位の際に中務省によって起草される叙位理由^⑦に見られる思想性とも親和的であったのである。これらの点については別稿で検討することとしたい。

註

- ① 藤田覚氏「近世王権論と天皇」(大津透編『王権を考える』山川出版社、2006年)。なお、朝尾氏については『将軍権力の創出』(岩波書店、1994年)を参照されたい。また、大津透編『王権を考える』所収の堀新氏「織豊期王権論再論－公武結合王権論をめぐって」、田中暁龍氏の近著『近世前期朝幕関係の研究』(吉川弘文館、2011年)にも近世王権論に関する研究史の整理がある。
- ② 藤田覚氏前掲論文 176～7頁。
- ③ 『幕末における「王」と「覇者』』、ペリかん社、1997年。
- ④ 秋沢繁氏「天正一九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集中世の窓』、吉川弘文館、1963年)、同「御前帳と検地帳」(『年報中世史研究』第3号、1963年)。

- ⑤ 「近世『寺法』に関する一考察」『九州文化史研究所紀要』46 2002年。なお、近世国家と権門体制との関係については、村井章介氏〔補説8〕権門体制論と中世国家史研究(永原慶二氏他3名編『日本歴史大系2中世』(山川出版社1985年)64～70頁)に示唆を得た。
- ⑥ このことについては前掲拙著第二章第三節、「近世確立期将軍宣下儀礼に関する一考察」(『九州史学』第118・119合併号、1997年)を参照されたい。
- ⑦ 例えば、元和6年正月5日、「源朝臣家光」(徳川家光)の従三位叙位の際の「請文」にある叙位理由は「中務聖知賢明文経武緯徳超前 代威領百蛮宜加階級式増寵 可依前件主者施行」というものであった(『家光公御請下書』内閣文庫蔵)。

The Growing up Etiquette of Tokugawa Shogun's Family and the Royal Prerogative

Masahiko YOSHIDA

ABSTRACT

In this thesis, it has aimed to clarify the royal prerogative of the bakuhan system nation 幕藩制国家 through the analysis of the conferment of a rank and the growing up etiquette of the Tokugawa Shogun's family of 1741.

As a result, the obtained conclusion is as follows.

when the letter of appointment and the present from the Emperor are received, the Shogun accepted gratefully (choudai 頂戴). moreover, The Emperor Sakuramati 桜町天皇 ordered the 8th Shogun Tokugawa Yoshimune 徳川吉宗 his grandchild's growing up (gennpuku 元服), and Shogun Yoshimune said the reward to the emperor for this order. These facts show that the sovereign and subject relation that made the Emperor a lord and made the Shogun a vassal existed.

The growing up etiquette was composed of the etiquette between the emperor and the etiquette of Tokugawa Shogun's family home part. In the etiquette of Tokugawa Shogun's family home part, Tokugawa Yoshimune ordered his grandchild's growing up, too.

And the conferment of a rank etiquette of Tokugawa Shogun was done as not the etiquette of the shogunate but etiquette of the emperor court. These exposes that Tokugawa family had left the character of the influential family (権門 kenmonn) since the Middle Ages.

Keywords: Growing up etiquette, Royal prerogative, Influential family, Appointment of government post and official rank